

## 第2回共通到達度確認試験試行試験 憲 法

平成28年3月14日実施

科 目	憲 法	刑 法	民 法
試験時間	12 : 30~13 : 40	14 : 20~15 : 30	16 : 10~17 : 40

### 《注意事項》

#### 1. 試験時間中の途中退出の禁止、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から試験終了（解答用紙の回収時間を含む）までは、解答が終了しても途中退出はできません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けてください。試験時間終了後は、問題冊子はお持ち帰りください（解答用紙は回収します）。

#### 2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HB または B の黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B 以外、シャープペンシル等）を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計（計時機能だけのもの）、眼鏡だけです。その他の物（六法、筆箱、眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。

#### 3. 解答方法

記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。

マークは、各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

#### 4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ① 試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ② 他人に代わって試験を受けた場合
- ③ 他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④ 試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤ その他、不正行為を行った場合

### 【参加学生への告知事項】（再掲）

試験答案は第三者機関が採点処理します。なお、第三者機関は試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別）を把握しますが、参加学生を個人識別できる情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。全体の採点・分析結果と個々の参加学生の採点結果は、4月以降に法科大学院に提供され、必要に応じ、個々の参加学生に提供されますが、法科大学院では成績評価、進級判定に利用しません。

共通到達度確認試験の今後の在り方を検証するために、法科大学院における学業成績等と試行試験の採点結果の比較分析を行いますので、その分析に必要な範囲内において、受験番号ごとに参加学生の属性情報と試行試験の成績を、法科大学院において複数年に渡り管理します。なお、試行試験に参加した学生が、法科大学院での成績評価や進級判定において試行試験の結果による影響を受けることは一切ありません。

正解および全体の概括的な分析結果は、試験実施後に共通到達度確認試験試行試験専用のウェブサイト上で公表されます。

**問題 1～25** [配点 : 各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

**問題 1**

憲法 1 条によれば、天皇の地位は「主権の存する日本国民の総意に基く」ものであるが、これは、過去との関係では、国民主権原理の採用によって天皇の地位の根拠が一変したことを示すとともに、将来にむかっては、天皇制が絶対的なもの、不可変的なものではなく、天皇の地位が国民の総意により変更可能なものであることを示すものである。

**問題 2**

最高裁判所の判例によれば、一般的には、新聞閲読の自由は憲法上保障されるが、未決拘禁中の刑事被告人に対する刑事収容施設内における新聞閲読の制限は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない刑事収容施設という部分社会内の問題であり、原則として司法審査の対象とならず、したがって、新聞閲読の制限を理由とする当該被拘禁者からの国家賠償請求も認められない。

**問題 3**

幸福追求権の範囲について、人格的自律のために重要な権利・自由に限られるとする説によれば、一般的には人格的自律にとって重要だと思われていない権利・自由であっても、ある個人の人格的自律にとって重要であるならば、その者の幸福追求権として保障される。

**問題 4**

憲法 14 条 1 項の意味について、学説では、同条は、法適用の平等のみならず、法の内容についての平等も当然要求するものである、とする立法者拘束説が広く支持されているが、最高裁判所の判例は、この考え方を当然の前提にしているわけではない。

**問題 5**

最高裁判所の判例によれば、公立学校の教諭に対し、入学式等において、国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命じる校長の職務命令は、個人の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものとして、思想及び良心の自由を直ちに制約するものと認められる。

## 問題 6

最高裁判所の判例によれば、大嘗祭は、天皇が皇祖及び天神地祇に対して安寧と五穀豊穰等を感謝するとともに国家や国民のために安寧と五穀豊穰等を祈念する儀式であり、神道施設が設置された大嘗宮において、神道の儀式にのっとり行われたものであるため、それへの県知事の参列は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものであり、憲法上の政教分離原則に違反する。

## 問題 7

結社の自由は団体を結成しそれに参加する自由を含むが、団体を結成しない、もしくはそれに参加しない自由を含まないから、弁護士等について団体の強制設立・強制加入制をとることが広く許される。

## 問題 8

純然たる営利広告も、消費者の側からみると 1 つの重要な生活情報としての意味をもちうるので、営利的表現の自由についても、消費者の「知る権利」という観点から憲法 21 条の保護が及ぶ、と解する立場が存在する。この立場と、表現の自由の重点が自己統治の価値にあることを理由に、営利的表現の自由の保障の程度は非営利的表現の自由のそれよりも低いと解する見解とは、相いれない。

## 問題 9

最高裁判所の判例によれば、学問の自由の保障は、教授の自由のほかに大学の自治をも含むが、大学内で行われる活動であっても、学生による集会が実社会の政治的社会的活動にあたる場合には、大学の自治の保障は及ばない。

## 問題 10

海外渡航ないし外国旅行の自由が憲法上保障される根拠として、憲法 22 条 1 項の居住・移転の自由、13 条の幸福追求権を挙げる見解もあるが、最高裁判所の判例は、その根拠を、22 条 2 項の外国に移住する自由に求めている。

## 問題 11

最高裁判所は、ため池の堤とうでの耕作などを禁止する奈良県ため池条例が憲法 29 条に違反しないとしたが、そこでは、条例で財産権の内容を定めることはできないが、財産権の行使を制限することはできるとの立場がとられている。

## 問題 12

最高裁判所の判例によれば、憲法 35 条 1 項の規定は、本来、主として刑事手続における強制につき、それが司法権による事前の抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨のものであるが、当該手続が刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続における一切の強制が当然に同規定による保障の枠外にあると判断することは相当ではない。

## 問題 13

最高裁判所の判例によれば、憲法 25 条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかは立法府の広い裁量に委ねられているが、国には同条 1 項の「健康で文化的な最低限度の生活」を絶対的基準として確保する責務があり、それに関しては立法裁量が限定される。

## 問題 14

最高裁判所の判例によれば、国は、広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者として、子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有する。

## 問題 15

最高裁判所の判例によれば、争議行為に対する刑事制裁は必要最小限度に限られねばならず、公務員による正当な争議行為に対しては刑罰を科すことができないと解する限りにおいて、現行法による公務員の争議行為の制約は憲法に反しない。

## 問題 16

最高裁判所の判例によれば、労働組合が地方議会議員の選挙にあたり統一候補を決定し組合を挙げて選挙運動を推進している場合において、統一候補の選に漏れたことから独自に立候補する旨の意思を表示した組合員に対し、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に当該組合員を統制違反者として処分することは、組合の統制権の限界を超えるものとして、違法である。

## 問題 17

憲法 17 条の定める国家賠償請求権の具体化には立法府の裁量が認められると考えるとしても、法律による国の損害賠償責任の免除・制限が当然に許されるわけではない。

### 問題 18

内閣総理大臣は、衆議院議員の中から国会の議決で指名し、天皇が任命する。

### 問題 19

政府見解によれば、国会の承認を必要とする条約は、法律事項または財政事項を含む国際約束のほか、国家間の基本的な関係を法的に規定する政治的に重要な国際約束であって批准が要件とされるものであり、日中平和友好条約がその例とされる。

### 問題 20

内閣は特別な必要があれば条約批准後に国会に条約の承認を求めることができるが、それに対して、国会が条約を修正して承認した場合、条約は国会が修正した内容のものとして効力を有する。

### 問題 21

家庭裁判所は、一般的に司法権を行う通常裁判所の系列に属する下級裁判所として設置されたものであり、憲法 76 条 2 項が設置することができないとする特別裁判所にはあたらないが、行政事件を専門に扱う行政裁判所を、裁判官の任命や上訴などの面で通常裁判所の系列に属する下級裁判所として法律で設けることは、権力分立の観点から許されない。

### 問題 22

最高裁判所の判例によれば、日米安全保障条約は主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものであるから、その合憲性の判断は、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外となる。

### 問題 23

最高裁判所の判例によれば、立法不作為について、国会議員は立法に関しては原則として国民全体に対する関係で政治的責任を負うにとどまり、個別の国民の権利に対応した関係での法的義務を負うものではないが、立法不作為が憲法違反の場合には瑕疵は重大であるから、特段の事情のない限り、国家賠償責任が生じる。

### 問題 24

最高裁判所の判例によれば、憲法 92 条は、地方公共団体の組織等に関する事項は法律で定めるものと規定しているため、93 条 2 項にいう「地方公共団体」は、法律で地方公共団体として取り扱われている地域団体のことを指す。

### 問題 25

明治6年太政官布告65号は死刑の執行方法の基本的事項を定めていたところ、死刑のような重大な刑の執行方法に関する基本的事項は現行憲法下においては法律事項に該当するため、同布告は現行憲法の施行に伴って失効した。

### 問題 26～40 [配点：各3点]

以下の問題について、選択肢1～5のうち1つ選びなさい。

### 問題 26

国民主権に関するつぎの文章について述べた以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

国民主権の原理には、国の政治のあり方を最終的に決定する権力を国民自身が行使するという側面と、国家の権力を正当づける究極的な権威が国民にあるという側面が含まれている。第1の権力的な側面については、「国民」とは（ア）を意味し、政治制度としては（イ）と結びつきやすい。日本国憲法の定める（ウ）も、この側面の表れだと考えられている。これに対して、第2の正当性の側面については、「国民」とは（エ）を意味し、政治制度としては（オ）と結びつきやすい。

1. アには「全国民」、ウには「違憲審査制」が入る。
2. アには「教養と財産を有する市民」、エには「有権者団」が入る。
3. イには「制限選挙制」、エには「未成年者を含む国民総体」が入る。
4. イには「直接民主制」、オには「代表制」が入る。
5. ウには「憲法改正国民投票制」、オには「君主制」が入る。

## 問題 27

私人間における権利保障に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 憲法上の自由権的基本権の保障規定は、国又は公共団体と個人との関係を規律するものであって、私人相互間の関係について当然に適用ないし類推適用されるものでないから、私立学校の校則について、それが直接憲法のこれらの基本権保障規定に違反するかどうかを論ずる余地はない。
2. 比較的保守的な校風を有する私立大学がその教育方針に照らし学生の政治的活動はできるだけ制限するのが教育上適当であるとの見地から、学内及び学外における学生の政治的活動につきかなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもって直ちに社会通念上学生の自由に対する不合理な制限であるということとはできない。
3. 企業者が雇用の自由を有し、思想、信条を理由として雇入れを拒んでもこれを違法とすることができない以上、企業者が、労働者の採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも、当然に違法とすることはできない。
4. 税理士会は税理士の地位向上を図るために政治活動をする自由を有し、その一環として、会員から特別会費を徴収して政治献金を行うことを多数決原理に基づき自ら決定できるが、強制加入団体であることを考慮すると、協力を拒んだ会員に資格停止などの重い不利益処分を行うことは許されない。
5. 入会権者の資格を原則として男子孫に限る慣習は、もっぱら女子であることのみを理由として女子を男子と差別したものというべきであり、入会権の歴史的沿革等の事情を考慮したとしてももはや正当化できず、性別のみによる不合理な差別として公序良俗に反し無効である。

## 問題 28

以下の記述のうち、住基ネット訴訟最高裁判所判決（最判平成 20・3・6 民集 62・3・665）に照らして、誤っているものの組合せを 1 つ選びなさい。

- ア. 憲法 13 条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の 1 つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する。
- イ. 住民基本台帳ネットワークによって収集、管理又は利用される、氏名、生年月日、性別及び住所は、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報に該当する。
- ウ. 住民基本台帳ネットワークによる本人確認情報の収集、管理又は利用は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われている。
- エ. 住民が住民基本台帳カードを用いて行政サービスを受けた場合、行政機関のコンピュータに残った記録を住民票コードで名寄せすることが可能であるため、個々の住民のプライバシー情報が、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有される具体的な危険が生じる。
- オ. 住民基本台帳法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を設置するなど、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じているため、本人確認情報が正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に公表される具体的な危険は生じない。

1. アウ    2. アエ    3. イエ    4. イオ    5. ウオ

## 問題 29

平等をめぐっては、個人の条件の差異を考慮することを禁ずる形式的平等と、個人の条件の差異を考慮した取扱いを求める実質的平等とがある。以下の措置のうち、形式的平等の考え方になじむものを1つ選びなさい。

1. 行政機関等に対して、障害者から、社会生活を営む上で障壁となる慣行の除去を必要としている旨の申し出があった場合、合理的な配慮を行うよう義務づける。
2. 企業等に対して、全従業員の一定割合の障害者の雇用を義務づけ、雇用率がその割合に達しない企業等から課徴金を徴収する。
3. 企業の採用面接において、応募者が信仰する宗教や支持する政党について質問することを禁じる。
4. 老齢年金の受給年齢に達する前に配偶者が死亡した場合において、遺族配偶者が妻であるときにのみ、一定期間遺族年金を支給する。
5. 大学教員の採用にあたり、採用候補者間の能力が同等と認められる場合には、女性を積極的に採用する。

### 問題 30

集会の自由に関する以下の学生の発言のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

教授：きょうは集会の自由について考えます。まず、集会の自由の保障の意義と内容は、どのようなものでしょうか。

学生 A：現代民主主義社会においては、集会は、国民がさまざまな意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成・発展させ、相互に意見や情報等を伝達・交流する場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるので、憲法 21 条 1 項の保障する集会の自由は、民主主義社会における重要な基本的人権の 1 つとして特に尊重されなければなりません。

学生 B：憲法が保障する集会とは、多数人が政治・経済・学問・芸術・宗教などについて、共通の目的をもって一定の場所に集まることをいうものと解する考え方があります。もっとも、いわゆる暴走族追放条例によって暴走族の集会が規制される場合でも、その集会が一律に憲法 21 条 1 項の保障のらち外にあるとは解されません。

教授：集会の自由の制約について具体的にいうと、たとえば、地方自治法 244 条にいう普通地方公共団体の公の施設につき、管理者が正当な理由なくその利用を拒否するときは、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながるおそれがありますね。

学生 C：はい。その場合、利用拒否の事由としては、適正な管理権行使の観点からのもののほか、施設利用によって他人の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られます。そのために受ける集会の自由の制限については、集会の自由の重要性と、集会開催によって侵害される他の基本的人権の内容や危険発生の程度等を較量して判断するべきです。

学生 D：その場合の較量においても、集会の自由が保障されていることの意義を踏まえる必要があります。つまり、集会の自由の制約は、基本的人権のうち精神的自由を制限するものであるから、経済的自由の制約における以上に、厳格な基準の下にされなければなりません。

学生 E：地方公共団体の設置する公立学校の学校施設を、学校教育の目的以外の目的で使用することは、基本的に制限されるものです。しかし、集会の自由の重要性にかんがみれば、集会のための使用の場合には、学校施設の目的外使用を許可するか否かが管理者の裁量にゆだねられるわけではありません。

1. 学生 A
2. 学生 B
3. 学生 C
4. 学生 D
5. 学生 E

### 問題 31

報道・取材の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものであり、報道の自由は憲法 21 条により保障される。また、報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法 21 条により保障される。
2. 報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するように根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道の目的から出たものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。
3. 報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、刑事訴訟において、取材源に係る証言拒絶が認められる。
4. 国家の基本的要請である公正な刑事裁判を実現するためには、適正迅速な捜査が不可欠の前提であるが、両者の間には本質的な差異があるから、取材の自由が適正迅速な捜査のために制約を受けることがあるとしても、必要最小限にとどめるべきである。
5. いわゆる反論権の制度は、機を失せず同じ新聞紙上に自己の反論文の掲載を受けることにより、名誉あるいはプライバシーの保護に資するものであることから、これを認める具体的な成文法がなくとも、裁判所が反論文の掲載請求を認めることができる。

### 問題 32

以下の記述のうち、北方ジャーナル事件最高裁判所判決（最大判昭 61・6・11 民集 40・4・872）に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 表現行為により名誉侵害を来す場合には、人格権としての個人の名誉の保護（憲法 13 条）と表現の自由の保障（21 条）とが衝突し、その調整を要することとなるので、いかなる場合にその表現行為が侵害行為にあたるとして規制が許されるかについて憲法上慎重な考慮が必要である。
2. 表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由が、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないのは、その表現の自由の行使を通じて国政が決定されることを、民主制国家は存立の基礎としているからである。
3. 表現行為に対する事前抑制が、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されるのは、表現物がその自由市場に出る前に抑止することによって公の批判の機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的効果が大きいからである。
4. 公共の利害に関する事項について、表現行為に対する事前差止めが許されるのは、その表現内容が真実でなく、かつ、それが専ら公益を図る目的のものではない場合であって、さらに被害者が回復困難な損害を被る虞があるときに限られる。
5. 公共の利害に関する事項についての表現行為に対し、事前差止めを命ずる仮処分命令を発するについては、口頭弁論又は債務者の審尋を行い、表現内容の真実性等の主張立証の機会を与えることを原則とすべきものである。

### 問題 33

職業選択の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. あん摩師等の業務または施術所に関して、施術者の技能・施術方法・経歴に関する事項を記載してはならないという法律の規定は、国民の保健衛生上の見地から公共の福祉を維持するためやむをえない措置として許されるものであるから、適応症の広告まで禁止する趣旨ではないものと解すべきである。
2. 道路運送法が自動車運送事業の経営について免許制をとっている以上、取締りの実効性を確保し免許制度を維持するために、無免許営業に加えて、それに発展する危険性のある自家用自動車の有償運送行為を禁止することも、公共の福祉の確保のために必要な制限である。
3. 消極的・警察的目的による職業の許可制が合憲であるためには、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要するが、社会・経済政策上の積極的な目的のための許可制は、職業の自由に対する強力な制限とはいえないので、そうした措置である必要はない。
4. 租税の適正かつ確実な賦課徴収をはかるための職業の許可制については、その必要性和合理性についての立法府の判断が、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮し、重要視すべきでない事柄に過大の比重を置いた判断によってなされていないかという観点から、合憲性を判断すべきである。
5. 司法書士法は、登記に関する手続の代理等を司法書士の業務と定め、他の者がこれらの業務を行うことを原則として禁止・処罰しているが、これは職業選択の自由の制限のうち自らの努力で克服できる主観的条件による規制にすぎないから、公共の福祉のために必要かつ合理的な措置として許される。

### 問題 34

財産権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

1. 財産権は、それ自体に内在する制約があるほか、その性質上社会全体の利益を図るために立法府により加えられる規制により制約を受ける。
2. 法令に損失補償に関する規定がなくても、原告が損失を具体的に主張立証して、直接憲法 29 条 3 項を根拠に補償請求する余地がないわけではない。
3. 共有物がその性質上分割することのできないものでない限り、分割請求権を共有者に否定することは、憲法上、財産権の制限に該当する。
4. 法律でいったん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようにされたものである限り、違憲とはいえない。
5. 憲法 29 条 3 項にいう正当な補償とは、国の財政事情を踏まえて合理的に算出された相当な額をいう。

### 問題 35

選挙制度と投票価値の平等に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 代表民主制の下における選挙制度は、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標として具体的に決定されるべきで、国政における安定の要請を考慮してはならない。
2. 憲法は衆議院議員の選挙制度について国会に広範な裁量を認めているから、到底看過することができないと認められる程度の著しい不平等状態が相当期間継続してはじめて、選挙区割りや憲法に違反すると解すべきである。
3. 衆議院小選挙区制において、各都道府県にあらかじめ 1 議席を配分し、残りの議席を各都道府県の人口に比例して配分する方式は、投票価値の較差を生じさせる主な要因であるから、導入した時点から憲法違反の状態だった。
4. 参議院において、都道府県を選挙区の単位としている結果、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じている場合には、その解消のために選挙制度の仕組み自体を見直す必要がある。
5. 選挙区割規定が憲法上要求される期間内に是正されないために違憲となる場合であっても、憲法が予定する司法権と立法権との関係からすれば、裁判所は違憲判決による混乱を回避するために、常に事情判決を下さなければならない。

### 問題 36

政党に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものを 1 つ 選びなさい。

1. 憲法は政党について明文の規定を置いていないが、政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であり、政党を無視して憲法の定める議会制民主主義を円滑に運用することは期待できないことからすれば、政党の存在は当然憲法に予定されており、政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素となっている。
2. 政党に対しては、自主的な組織運営を保障しなければならないので、党員の除名は原則として政党の自律的な決定にゆだねられるが、拘束名簿式比例代表制においては、政党名簿登載者の選挙後の除名は、選挙人の意思を無視することになりうるから、そのような除名が民主的かつ公正な適正手続に基づかずになされた場合は無効となる。
3. 政党の党員に対する処分については、一般市民法秩序と直接関係しない内部的問題にとどまる限り、裁判所の審査権は及ばず、また、当該処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合でも、その当否は、政党の内部規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り、当該内部規範に照らして適正な手続で行われたか否かによって決まる。
4. 選挙制度を政策本位、政党本位のものとするに伴って、選挙運動の上で候補者間に一定の取扱いの差異が生じたとしても、国会の具体的に決定したところが、その裁量権の行使として合理性を是認し得ず候補者間の平等を害するというべき場合に、初めて憲法の要請に反することになる。
5. 非拘束名簿式比例代表制は、政党を媒介として国民の政治意思を国政に反映させる制度の 1 つであることから、「政党名簿登載人には投票したいが、当該候補者の所属政党には投票したくない」という投票意思が反映されないとしても、国民の選挙権が侵害されるとまではいえず、直接選挙の原則に反するということができない。

### 問題 37

衆議院の優越に関する以下のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合、組合せとして正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 衆議院と参議院とを比較すると、衆議院の方が議員の任期が短く、また解散により必要な場合には民意を問える地位にある点で、相対的に見て、その時々民意をより反映しているといえることが衆議院優越の根拠であると解される。
- イ. 衆議院が可決した法律案を参議院が可決しなかった場合には、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で再び可決して法律として成立させることができるが、衆議院の再議決の前には両院協議会を開くことが憲法上求められている。
- ウ. 憲法は条約について、内閣が締結権を有するとしながらも、国会による承認を経ることを求めている。その際には、案件を先に衆議院に提出しなければならず、また議決についても、法律案の場合よりも衆議院の強い優越性が認められている。

- 1. ア○ イ○ ウ○      2. ア○ イ○ ウ×      3. ア× イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ×      5. ア× イ× ウ×

### 問題 38

議院内閣制と内閣に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1. 議院内閣制の本質をめぐっては、伝統的に、議会と君主の間の均衡を重視する均衡本質説と、議会の国民に対する責任を重視する責任本質説が存在してきた。
- 2. 衆議院の解散権は憲法上内閣総理大臣に属し、総理大臣は閣議の承認を得て自由に解散権を行使できるとするのが、確立した政府解釈である。
- 3. 憲法は、政令で罰則を定めるには法律の委任が必要であることのみを定め、省令や規則について特に言及していないので、行政各部は、法律の委任があっても、省令や規則で罰則を設けることはできない。
- 4. 憲法は、閣議決定の方法について明示していないが、慣習上、閣議決定は全員一致によるものとされ、また全員一致による内閣の意思決定を支持する学説は、それが国会に対する内閣の連帯責任の原則になじむと説いてきた。
- 5. 憲法は、国会や裁判所の場合とは異なり、内閣のみが行政権を独占するとは規定していないので、専門性や政治的中立性が求められる行政作用を所管させるため、人事・予算について国会の統制が及ばない独立した行政機関を設置しても違憲とはいえない。

### 問題 39

裁判所と司法権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

1. 裁判員制度の下で裁判官と国民とにより構成される裁判体は、刑事裁判に関する様々な憲法上の要請に適合した「裁判所」といい得るものでなければならない。そのため、裁判員は、評議において事実認定等について意見を述べることはできるが、評決を行うことはできない。
2. 最高裁判所裁判官任命に関する国民審査の制度はその実質においていわゆる解職の制度であり、積極的に罷免を可とする者がそうでない者より多数であるか否かを知ろうとするものである。そのため、罷免する方がいいか悪いかわからない者の投票に対し「罷免を可とするものではない」ものとして取り扱ったとしても、その者の意思に反する効果を発生させるものではない。
3. 地方議会議員の懲罰決議は、議員としての報酬、手当、費用弁償の請求権等に直接影響するものである。そのため、その懲罰処分の適否及び右請求権等の争いは、当該懲罰処分が除名処分であると出席停止の処分であるとかかわらず、裁判所法 3 条の「法律上の争訟」として司法審査の対象になる。
4. 大学は、一般市民社会とは異なる特殊な部分社会を形成しているので、大学における法律上の係争のすべてが当然に裁判所の司法審査の対象になるものではない。そのため、単位授与（認定）行為は、一般市民法秩序と直接の関係を有する場合であったとしても、裁判所の司法審査の対象にはならない。
5. 錯誤による贈与の無効を原因とする不当利得返還請求訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとっている。そのため、当該訴訟において、信仰の対象の価値ないし宗教上の教義に関する判断が訴訟の帰趨を左右する必要不可欠のものであり、また、記録にあらわれた訴訟の経過からその判断が核心となっているとしても、当該訴訟は裁判所法 3 条にいう「法律上の争訟」にあたる。

#### 問題 40

財政に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 憲法が、公の支配に属しない教育等の事業として公金の支出等を禁止しているのは、本質的に私的自主性を基盤とするものについてであると解すれば、私学助成については、違憲と考えることになる。
2. 「租税」の意義について、負担金、手数料、専売物資の価格、国の独占事業の料金なども含まれると解すれば、それらについて、法律又は法律の定める条件によらずに課することは、違憲と考えることになる。
3. 予算の法的性質について、法律とは異なる特別の法形式であると解すれば、法律は成立したのにそれを執行するための予算がつかないというやいまいわゆる予算と法律の不一致は生じないことになる。
4. 予見しがたい予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任で支出することができるが、すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。
5. 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院が検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、国会に提出しなければならない。